4．ダート競走振興会議の設置
これまでダート競走の格付けを行ってきた「ダート競走格付け委員会」は解散され、同格付け委員会が行ってきた全日本的見地からダート競走の体系化等について検討する機関として、新たに「ダート競走振興会議」が平成20年10月27日に設置され、その運営を行うこととなった。

5．その他競馬振興策の推進
①　ＪＢＣ競走の実施計画を立案するための「ＪＢＣ実行委員会」を運営した。
②　地方競馬の特色ある競走として、春のダービーウィーク、秋のスーパージョッキーズトライアル、レディースジョッキーズシリーズ及び未来優駿（秋の３シリーズ競走の総称「ドラマチック３」）のそれぞれの事務局を運営した。

⑺　畜産振興事業に対する補助
馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業に対し、97件657百万円の補助金の交付を決定した。

⑻　競走馬生産振興事業に対する補助
競走馬の改良増殖その他競走馬の生産の振興に資するための事業に対し、28件2,258百万円の補助金の交付を決定した。

⑼　企画、広報及び競馬振興事業の推進
地方競馬の振興と経営の改善を図るために、地方競馬主催者等に提案及び協力を行い、連携協調及び全国的興行の推進を図るとともに、民間委託に関する調査検討を行った。また、全国情報誌の発行、インターネット等による情報の提供を行った。

８　子会社及び関連公益法人（平成20事業年度末現在）

⑴　子会社
㈱日本レーシングサービス　出資額　10,000万円　出資比率91％

⑵　関連公益法人
㈶地方競馬共済会　出捐額　900万円
㈶畜産近代化リース協会　出捐額　2,000万円

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 33 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下、「料金公告」という。）の一部を下記のとおり変更し、料金公告１．⑶⑦に基づく企画割引として下記のとおり実施し、また料金公告１．⑵①イ㈠チ）Ｂに基づく集中工事等に伴う料金調整として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 21 年９月 24 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

別紙７を次のとおり改める。

別紙７　割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ				
大口	×	大口			
前納	×	×	前納		
深夜	○	○	○	深夜	
通勤	○	○	○	×	通勤

料金公告の変更

１．⑴、⑵①ロ、⑶⑤イ㈡、⑶⑤ロ、⑶⑥イ、⑶⑥ロ㈠、⑶⑩イ、⑶⑩ロ㈠、⑶⑪イ㈡、⑶⑪ロ、⑶⑫ロ㈠、⑶⑫ロ㈡、⑶⑭イ、⑶⑮イ、⑶⑲及び別紙３中、「近畿自動車道名古屋関線」を「近畿自動車道名古屋亀山線」に改める。

１．⑶⑨及び⑯を削除する。

１．⑶中、⑩～⑮までを１番ずつ繰り上げる。

１．⑶中、⑰～㉜までを２番ずつ繰り上げる。

１．⑶⑨中、「平日昼間割引㈡」を「平日昼間割引」に改める。

１．⑶㉙イ中、「⑳並びに㉗及び㉙」を「⑱並びに㉕及び㉗」に改める。

別紙３中、「近畿自動車道尾鷲勢和線」を「近畿自動車道尾鷲多気線」に改める。

別紙３中、

「

	八日市
彦根	21.3

」を「

		八日市
	湖東三山スマート	10.1
彦根	11.2	21.3

」に、

「

	豊科
松本	7.3

」を「

		豊科
	梓川スマート	3.7
松本	3.6	7.3

」に、

「

	春日井
名古屋	12.1

」を「

		春日井
	守山スマート	4.0
名古屋	8.1	12.1

」に、

「

	一宮西
一宮ジャンクション	1.0

」を「

	一宮西
一宮ジャンクション・西尾張	1.0

」に改める。